

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百六十七号
その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十四号

東京都市計画公園を次のように変更する。その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十五号

東京都市計画新宿駐車場整備地区を次のように指定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十六号

東京都市計画街路を次のように変更し、及び追加し、同街路事業及びその執行年度割を次のように決定し、昭和三十六年建設省告示第三百七十一号東京都市計画街路事業を次のように変更する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十七号

東京都市計画街路を次のように変更し、同街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十八号

東京都市計画公園を次のように追加し、及び変更し、並びに同公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。

建設大臣 中村 梅吉
その関係図書は、大分県庁、大分市役所及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十九号

昭島都市計画公園を次のように変更する。その関係図書は、東京都庁及び昭島市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十号

東京都市計画一団地の住宅(上野毛住宅)経営を次のように追加し、同一団地の住宅経営事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十一号

昭島都市計画一団地の住宅(昭和郷住宅)経営並びに同一団地の住宅経営事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁及び昭島市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十二号

都市計画法施行令第三条の規定により、昭和三十六年建設省告示第二千八百九十一号昭島都市計画一団地の住宅(昭和郷住宅)経営事業の執行行政庁として東京都知事を指定する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十三号

小金井都市計画一団地の住宅(小金井貫井北町住宅)経営を次のように追加し、同一団地の住宅経営事業及びその執行年度割並びに特許すべき同事業の種類及び範囲を次のように決定する。

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百七十八号
その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十四号

三鷹都市計画一団地の住宅(三鷹台住宅)経営を次のように変更し、昭和三十五年建設省告示第百二十二号三鷹都市計画一団地の住宅経営事業及びその執行年度割並びに特許すべき同事業の範囲を次のように変更する。

その関係図書は、東京都庁及び三鷹市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十五号

昭和三十六年建設省告示第二百三十七号東京都市計画土地区画整理事業を施行すべき区域及び同都市計画事業土地区画整理事業を次のように変更する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十六号

東京都市計画赤羽一丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業赤羽一丁目附近土地区画整理事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十七号

東京都市計画日暮里八丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業日暮里八丁目附近土地区画整理事業及びその執行年度割を次のように決定する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千九百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十二条の第一項の規定により本大臣において実施中の一級国道の修繕工事は次のとおり完了するので、同法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第二条第二項の規定により告示する。

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百八十三号
その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十八号

昭和三十一年建設省告示第六百六十号八王子都市計画豊田土地区画整理事業を施行すべき区域及び昭和三十四年建設省告示第二千三百四十一号立川都市計画豊田土地区画整理事業を施行すべき区域の名称を、日野都市計画豊田土地区画整理事業を施行すべき区域に改め、同事業を施行すべき区域を次のように変更する。

その関係図書は、東京都庁、八王子市役所及び南多摩郡日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千八百九十九号

立川、武蔵野、小金井、東村山都市計画汚物処理場を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁、立川市役所、武蔵野市役所、小金井市役所、北多摩郡東村山町役場、同郡砂川町役場、同郡大和町役場、同郡村山町役場及び同郡小平町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千九百号

青梅、福生都市計画青梅羽村土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁、青梅市役所、西多摩郡福生町役場及び同郡羽村町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

(次によりは省略)

建設大臣 中村 梅吉
○建設省告示第二千九百号

青梅、福生都市計画青梅羽村土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁、青梅市役所、西多摩郡福生町役場及び同郡羽村町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日
建設大臣 中村 梅吉